

令和6年8月30日

誓約書・同意書

山形県知事 殿

住所 山形市松波2-8-1
氏名 山形 太郎
連絡先 000-0000-0000

山形県伝統工芸品等産業新規従事者支援奨励金の支給申請をするに当たり、次に掲げる事項について相違ないことを誓約し、同意をいたします。

- (1) 申請書の記載内容は事実と相違ないこと。
- (2) 従事事業所の代表者が2親等以内の親族でないこと。
- (3) 従事事業所での従事期間が3年以内であること。
- (4) 本奨励金の支給期間終了後、従事事業所に3年以上従事する意思があること。
- (5) これまで従事事業所以外の事業所に従事し本奨励金の支給を受けたことがないこと。
- (6) 山形県税（山形県税に付帯する税外収入を含む。）を滞納していないこと。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるもの
 - ロ 本人、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 - ハ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - ニ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- (8) 申請内容に虚偽や不正等が判明した場合は、奨励金全額の返還に応じます。
- (9) 申請内容に疑義があった場合に、山形県が関係者に対して本申請の内容について調査することに同意します。
- (10) 申請内容に関する振込口座の記入間違い等、軽微な誤りについては、山形県が補正することに同意します。
- (11) 申請内容の不備が、山形県が指定する期限までに解消しなかった場合は、山形県が当該申請は取り下げられたものとみなすことについて同意します。
- (12) 支給の交付の決定後、申請等の不備による振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により、山形県が指定する期限までに当該不備を解消しなかった場合は、申請者は奨励金の支給を受けることを辞退したものとみなし、当該支給の交付の決定を取り消すことに同意します。